

預金保険法第80条に基づく業務及び財産
の状況等に関する報告書

平成14年4月18日

株式会社 石川銀行

金融整理管財人

目 次

| | 頁 |
|----------------------------|----|
| I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について | |
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 経営悪化の原因 | 1 |
| (1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境 | 1 |
| (2) バブル崩壊前の当行の経営 | 2 |
| (3) バブル崩壊後の当行の経営 | 3 |
| 3. 管理を命ずる処分までの状況 | 5 |
| (1) 資本の状況 | 5 |
| (2) 自己資本回復の断念 | 6 |
| II. 業務及び財産の状況について | |
| 1. 与信業務 | 7 |
| 2. 預金業務 | 8 |
| 3. 投資等業務 | 9 |
| (1) 投資有価証券 | 9 |
| (2) 商品有価証券 | 10 |
| (3) 投資信託 | 10 |
| 4. 外為業務 | 10 |
| 5. 固定資産の状況 | 11 |
| 6. 不良債権の状況 | 12 |
| 7. 関係会社の状況 | 13 |
| III. 営業譲渡等の見込みについて | |
| 1. 基本方針 | 14 |
| (1) 早期譲渡 | 14 |
| (2) 優良な顧客基盤・資産の維持 | 14 |
| (3) 経費の削減 | 14 |
| (4) 再承継（民間受皿）金融機関の早期確保 | 14 |
| 2. 具体的施策 | 14 |
| 3. 営業譲渡の見込み | 14 |

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当行は、平成13年12月28日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行ないました。これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人としましては、預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受け、当行が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月28日に金融庁長官より金融整理管財人に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約もあり、その内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき、現在さらに旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査も進めており、管理を命ずる処分を受けるに至った経緯、原因等につきましては、後日、より深く明らかにできるものと考えております。

2. 経営悪化の原因

(1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境

① 円高の進展と金融緩和政策に伴う株価や地価の高騰

昭和60年9月のG5合意（プラザ合意）以降、急激に進展した円高を背景に景気対策として大幅な金融緩和政策が打たれ、公定歩合はそれまでの5.0%から翌年には2.5%にまで引き下げられました。この金融緩和政策の中、金余り現象が発生し、過剰となった資金がより有利な運用先を求めて株式市場や不動産市場に流入し、株価や地価の高騰を招く要因となりました。

② 金融自由化時代の進展と金融機関の運用難の顕在化

一方、同時期に金融業界ではMMCや大口定期預金の取扱いが開始されるなど金融自由化時代を迎えていました。また、株式市場の活況や金融自由化を背景に企業は直接金融のウエイトを引き上げたことにより、間接金融の担い手であった金融機関は運用難が顕在化することとなりました。

③ 株・不動産担保貸出の増加と貸出競争の激化

その様な中、特に都市部においては株価と地価高騰を背景に、それらを担保とした新規貸出の開拓競争が激化し、不動産業等への貸出や個人の投資資金を含めた提案型融資が増加する等、過熱した金融環境にありました。

(2) バブル崩壊前の当行の経営

①創業者一族による経営

当行は、昭和18年6月に北都無尽株式会社と輪島無尽株式会社の合併により北陸無尽株式会社として設立、その後、昭和26年10月に相互銀行法の成立により株式会社加州相互銀行に改組、さらに、平成元年2月に普通銀行に転換し株式会社石川銀行となりました。

株式会社加州相互銀行に改組して以来、平成13年6月までの長期にわたり、初代社長高木洋（昭和26年10月～昭和55年6月）、二代目頭取高木茂（昭和55年6月～平成13年6月）と高木一族による同族経営が行なわれてきました。

初代社長の高木洋は、戦後の高度成長期のもと積極的な業容拡大方針を貫き、石川県内にとどまらず、北陸三県や大都市圏への業務展開を行うため、昭和42年11月の大坂支店の開設を皮切りに名古屋支店（昭和46年6月開設）、東京支店（昭和49年4月開設）を開設し、大都市圏での足がかりとしました。

さらに、昭和55年6月に高木茂が頭取就任した以後、バブル経済が絶頂期に達していく中で「収益拡大」「量的拡大」を推進し、特に、大都市圏での融資を拡大してまいりました。

②収益力強化を目指した量的拡大

当行は元々、石川県内において病院関係の融資に強みを有しており、また、担保主義を掲げ融資スタンスは非常に手堅いとの世評を得ておりました。しかし昭和60年4月から平成2年3月にかけ、金融自由化の進展を収益力強化・量的拡大の絶好の機会と捉え、中小企業への融資や個人取引メイン化の推進、預金獲得及び個人ローンの拡大を積極的に推進してまいりました。その結果、融資量はこの5年間で2,622億円から3,866億円と1,224億円の大幅な増加を図ることができました。

このような急激な貸出金の増加を行ったことに伴い、過大な預金獲得が必要となり、預金利回りの高い譲渡性預金や大口定期預金等の自由金利預金に頼らざるを得ない結果となり、平成2年3月末においては、預金量全体の50.7%（第二地銀平均の42.0%）と高いウエイトを占めることとなり、かえって収益を圧迫することになりました。また、貸出金利回りを高くする必要に迫られ、その結果として、地元での貸出金の競争力が低下することとなり、地元での業容拡大が徐々に困難となつてまいりました。

③大都市圏での運用力強化の進展

当行は、大阪支店の開設以降、大都市圏での業務展開に力を注ぎ、当行の貸出金中に占める大都市圏での運用の構成比も昭和60年3月末31.6%から平成3年3月の39.7%と徐々に高いものとなっておりました。もっとも、大都市圏においては、大企業との取引が多く、短期資金を中心に運用していたため収益性の観点からは魅力あるものではありませんでした。

しかし、地元での業容拡大の伸び悩みとバブル到来による大都市圏での旺盛な資金需要を目の当たりにして、より一層大都市圏での運用力強化へと突き進むこととなりました。また融資先の対象業種についても、収益強化のため高収益かつ量的拡大が可能なサービス業に偏重した融資先へと急速に変わっていました。

その結果、当行融資における県外融資の比率は、昭和60年3月末の50.5%（内大都市圏31.6%）から、平成3年3月末の53.6%（内大都市圏39.7%）となりました。また、全貸出金による業種別融資構成比において、昭和56年3月末にはサービス業25.8%及び不動産業8.6%でしたが、平成3年3月末には、それぞれ33.4%及び12.2%と増加し、逆に製造業は19.2%から9.1%に減少しました。

（3）バブル崩壊後の当行の経営

①地域重視の経営計画と実績の乖離

平成2年から我が国の金融政策面で総量規制、業種規制が採られたことから、バブルの崩壊が始まりましたが、当行は、量的拡大路線を維持し、平成2年3月から平成3年3月までの1年間において貸出金が336億円増加しました。しかし、その資金の調達として、高利回りの譲渡性預金を中心とした市場性預金の獲得を行なったため、平成2年度の譲渡性預金の平均残高は602億円と全預金の12.2%に達しました。そのため、総資金利鞘は、平成2年3月期の0.01%、平成3年3月期の△0.22%と大幅な悪化を来しました。

このような状況を受けて、平成3年4月から当行最初の経営計画となる第一次中期経営計画（平成3年4月～平成6年3月）を策定し、「地域シェアの拡大」

「適正利鞘の確保」「グッドカンパニーへの飛躍」を掲げ、地域密着型営業の展開、収益増強体制の確立及び行員の資質の向上を図ることといたしました。

その結果、平成6年3月期においては、譲渡性預金の大幅な減少による預金利回りの低下等により総資金利鞘は0.52%となり、業務純益は47億円と平成3年3月期比181.7%の増加となりました。

また、地元回帰を目指し運用強化を行なった結果、平成6年3月末で当行融資額における県外の比率を50%以下とする目標は達成され、平成3年3月末の53.6%（内大都市圏39.7%）から平成6年3月末の48.2%（内大都市圏34.7%）となりました。

しかし、貸出残高は、この3年間で4,202億円から4,565億円へと363億円増加にとどまり、計画達成率は40%と大幅な未達となり、経営環境もバブル崩壊により、個人ローンの延滞の多発や経営が悪化する企業も現われはじめ、以後の経営に課題を残す結果となりました。

これに続く、第二次中期経営計画（平成6年4月～平成9月3月）においても、基本的に第一次中期経営計画と同じコンセプトにより、「地域経済への取組強化」と「経営体力の強化」を推進することといたしました。特に、地元企業の中から優

良企業を抽出し、融資推進を行う等、県内融資シェアの拡大に努めてまいりました。しかし、平成9年3月末は総与信に占める県外貸出金の比率は、51.6%（内大都市圏39.6%）と同二次計画開始時より拡大する結果となりました。その理由として業容面では当行の店舗展開は、特に地元石川県内において預貸の業容に比し、やや店舗数が過剰であり経営効率が低下したこと、又、収益面においても過度の預金獲得による預金利回りの上昇で、融資推進しても適正な預貸金利鞘を確保するだけの金利収入の獲得が困難となつたことから、以前にも増して、業容拡大、収益確保のための運用を大都市圏での大口融資に依存せざるを得なくなつたことによるもののです。

その後の経営計画においても「地域経済への取組強化」を掲げておきましたが、収益確保を優先するあまり、大きな進展はなく、かえって融資に対する取組姿勢が甘く審査管理が不十分ななかで大都市店舗を中心に大口グループ先融資に依存する体質が一層顕著となっていきました。

②融資の取組姿勢及び融資審査管理の不徹底

当行は、非効率な店舗展開の結果、営業店においては経営資源の分散による慢性的な人材不足を来たし、融資審査においてもスキルの低下や一人当たりの業務量の増大により、融資先の財務状況や資金計画等が十分吟味されず、基本的な取組姿勢が甘くなりました。

融資案件の審査、決裁は、従来すべて本店審査部にて行っておりましたが、平成元年の地区本部制導入時に、本部長、支店長に大幅な権限委譲（専決権限枠の付与）を行い、審査部には実行後事後報告する形となりました。大口の案件は融資審査の最高意思決定機関である融資常務会（頭取以下本部役員が参加）にて審議されましたが、現場の営業店の意見を忖度する余り形式的で牽制機能を持たないものとなつて行きました。

また、東京支店長の店長専決権限枠が、地域金融機関の東京支店としては巨額（ピークは平成元年9月から平成6年7月までの新規融資枠10億円、既往貸出手20億円）に過ぎた結果、大口融資が、与信ポートフォリオの観点やグループ管理の重要性の認識を欠いたまま実行されました。

一方、融資先の管理面についても、延滞先をはじめとする問題先への管理回収は支店任せになっており本店（融資部）による指導も乏しいのが実情でした。このため本来早めに法的手段に訴えていれば有効な回収が図られたと思われる先についても機を逸するケースも散見されました（本店に債権回収専門部署である債権管理課が設置されたのは平成13年7月）。

③特定大口グループ先貸出金の不良債権化と償却引当金の増加

バブル崩壊による不動産価格や株価の下落の影響で、融資拡大に伴い無理な推進を行った個人向け融資に延滞が多発したため、収益を圧迫し、これを挽回すべくその後の資金の運用先をより一層大都市圏に頼った結果、高収益かつ量的拡大が可能なサービス業への貸出が増加し、平成6年4月から平成9年3月までの3年間で、大都市圏だけでも520億円増加しました。

しかし、その取組姿勢が甘く、取引先の実態把握が不十分なまま、内在する問題点についての検討も十分行われないまま実行されたことにより、特に大口の貸出先グループが不良債権化することになりました。

とりわけ東京支店において、バブル期前後に取引を開始した特定の貸出先グループに対する取組は、平成6年から平成9年にかけ本格化しました。グループの業種、財務内容等の全体像の把握がなされず、当面の運転資金、債務肩代り資金及び新規事業展開資金等を安易に支援したことから、融資額は急速に増加いたしました。そのグループ宛の融資合計額は平成13年9月末において560億円にのぼり、グループ各社の大部分が業績不振に陥り、不良債権化しました。そのため、平成13年9月期決算で236億円の償却引当を余儀なくされ、平成13年9月末の個別貸倒引当金912億円（平成11年3月期からの部分直接償却757億円を含む）の25.8%を占め、当行破綻の大きな要因となりました。

④収益力の低下

特定大口グループをはじめ大都市圏での無理な貸出により不良債権が増加し資金繰りは悪化しました。その対策として、個人預金をはじめ地方公共団体預金等の大口定期預金に依存せざるを得なくなり、高金利で調達することとなりました。

さらに、貸出金の不良債権化による利息収入の減少、ATMやコンピューター関係の設備投資等の経費の負担が加わり、一層収益を圧迫することになりました。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当行は、平成11年12月末基準の自己査定結果に基づき、多額の貸倒引当金の繰入れが必要であり、これを踏まえた平成12年3月期の決算は、前期に引き続き大幅な赤字決算となる見通しとなつたため、150億円の第三者割当増資を実施し自己資本の充実を図ることとしました。

平成12年3月期決算においては、不良債権の処理として163億円を貸倒引当金に繰入れ、当期純損失126億円（単体）を計上することとなりましたが、平成

12年3月27日に150億円の第三者割当増資が完了したこともあって、自己資本比率は6.01%（単体）となりました。

また、平成12年9月期を対象として平成13年1月から実施された金融庁による検査継続中の検査の過程における当行の認識を踏まえ、不良債権処理に伴い弱まった経営基盤の強化を図ることとし、220億円の第三者割当増資を実施し自己資本の充実を図ることとしました。

平成13年3月期決算においては、不良債権の処理として278億円を貸倒引当金に繰入れ、当期純損失246億円を計上することとなりましたが、平成13年3月28日に151億円の第三者割当増資が完了したこともあって、自己資本比率は4.08%（単体）となりました。

さらに、より一層の資本の充実を図るため、平成13年4月18日に70億円の第三者割当増資を行いました。

しかしながら、平成13年9月期決算集計するに当たり、平成13年10月から実施されていた金融庁による検査継続中の検査の過程における当行の認識を踏まえて自己査定を行ったところ、現下の景気低迷の折、資産の劣化が進むなか不良債権処理も思うに進まず、387億円を貸倒引当金に繰入れしたことから、中間純損失は447億円（単体）となりました。これにより当行は224億円の債務超過額（自己資本比率：△6.27%）（単体）に陥ることになりました。

（2）自己資本回復の断念

当行は、平成13年6月に三期連続の赤字となつたため、頭取高木茂が経営責任をとつて相談役に退き、新頭取となつた川口睦のもと、業務運営の強化や組織体制の見直しなど積極的に取り組んでまいりました。しかし、現下の景気低迷による業績不振に加え、資産の劣化が進むなか不良債権処理も進まず、平成13年9月期中間決算において、上記のとおり大幅な債務超過となりました。

この様な状況を踏まえ、再度増資を行うことも検討しておりましたが、当行に対する信任を回復することは著しく困難であり、その財産をもつて債務を完済できない状況にあると判断し、同年12月28日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うことになりました。これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受け、当行は、破綻に至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当行の与信業務の特色は、①県内及び北陸地方では、サービス業を中心とする中小企業向や個人向の貸出金の構成比が高いこと、②融資業務の効率化を図るために、比較的大口の融資を県外店舗で行ってきました。

しかし、平成3年頃から、地域金融機関として地元回帰を掲げ、県内融資の増強に努めてまいりましたが、他行との競争力に劣り実現には至らず、かえって、大都市圏において高収益かつ量的拡大が可能なサービス業に偏重した融資に傾注していくことになりました。さらに平成6年以降になると、次第に特定の債務者に偏重していくとともに1件あたりの融資残高も大口化していく結果となりました。ちなみに、融資総額15億円以上（融資常務会付議案件）の先及び合計金額（支払承諾見返を含む）は、平成6年3月末で51先1,296億円で、同じく平成9年3月末では、51先1,510億円と金額で214億円の増加となっております。

また、それらの大口貸出金の大部分が業績不振となり、貸出金が不良債権化したことことが当行破綻の大きな要因となりました。

今後につきましては、預金保険法の趣旨を尊重し、地域金融機関としての役割を十分に認識し、金融仲介機能の維持に配意しつつ、優良な顧客基盤と貸出資産の維持に努めるとともに、事後管理を強化し貸出資産の劣化防止、不良債権の回収強化に注力してまいります。

<貸出残高推移（外貨含まず）>

(単位：億円、%)

| | 11年3月末 | | 12年3月末 | | 13年3月末 | | 13年9月末 | | 第二地銀平均 (13年9月期) | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------------------|----------|
| | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | |
| | | | | | | | | | 内その他の構成比 | 内その他の構成比 |
| 貸出金残高 | 4,698 | 100.0 | 4,497 | 100.0 | 4,360 | 100.0 | 4,151 | 100.0 | 7,974 | 100.0 |
| 内中小企業 | 3,173 | 67.5 | 3,067 | 68.2 | 3,240 | 74.3 | 3,121 | 75.1 | 4,837 | 60.6 |
| 内個人 | 722 | 15.3 | 685 | 15.2 | 670 | 15.3 | 660 | 15.8 | 2,282 | 28.6 |
| 内その他 | 803 | 17.0 | 745 | 16.5 | 450 | 10.2 | 370 | 8.9 | 854 | 10.7 |

※中小企業とは、資本金3億円以下、常用する従業員が300人以下（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）の法人及び個人事業所

※「その他」には、地方公共団体が含まれます。

※融資常務会付議案件15億円以上の融資先は52先、合計貸出残高1,585億円（平成13年3月末現在、支払承諾見返含む）

※平成13年3月末の外貨貸出の残高は9億円となっております。

<業種別貸出残高推移(外貨含まず)>

(単位:億円、%)

| | 平成11年3月末 | | 平成12年3月末 | | 平成13年3月末 | | 平成13年9月末 | | |
|------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-----------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | 第二地銀平均構成比 |
| 不動産 | 526 | 11.1 | 526 | 11.6 | 474 | 10.8 | 484 | 11.6 | 10.8 |
| 建設 | 164 | 3.4 | 156 | 3.4 | 168 | 3.8 | 167 | 4.0 | 9.2 |
| 金融 | 75 | 1.5 | 80 | 1.7 | 136 | 3.1 | 156 | 3.7 | 4.4 |
| サービス | 2,055 | 43.7 | 1,971 | 43.8 | 1,858 | 42.6 | 1,706 | 41.1 | 15.1 |
| その他 | 1,878 | 39.9 | 1,764 | 39.2 | 1,723 | 39.5 | 1,637 | 39.4 | 60.5 |
| 合計 | 4,698 | 100.0 | 4,497 | 100.0 | 4,360 | 100.0 | 4,151 | 100.0 | 100.0 |

<地域別貸出金推移(外貨含まず)>

(単位:億円、%)

| | 平成11年3月末 | | 平成12年3月末 | | 平成13年3月末 | | 平成13年9月末 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 県内 | 2,218 | 47.2 | 2,198 | 48.8 | 2,166 | 49.6 | 2,190 | 52.7 |
| 県外 | 2,480 | 52.7 | 2,299 | 51.1 | 2,194 | 50.3 | 1,961 | 47.2 |
| 内東京 | 1,226 | 26.0 | 1,103 | 24.5 | 979 | 22.4 | 809 | 19.4 |
| 合計 | 4,698 | 100.0 | 4,497 | 100.0 | 4,360 | 100.0 | 4,151 | 100.0 |

2. 預金業務

当行の預金業務では、個人預金の構成比が高く、主に地元からの資金調達を行つてまいりました。しかし、収益確保のため積極的な貸出を行ってきたことから、慢性的な資金不足となり、昭和60年以降の金利の自由化のもと恒常に高利回りの預金獲得を行つてまいりました。さらに、バブル崩壊後の貸出先の業況悪化により、貸出金の不良債権化が顕著となり資金繰悪化への対策として、個人預金をはじめ地公体預金等の大口定期預金に依存せざるを得なくなり、金利も高金利で調達することとなりました。

今後は、顧客基盤・預金残高の維持、併せて調達金利の適正化を図つてまいります。

<預金残高推移（外貨含まず）>

(単位：億円、%)

| | 11年3月末 | | 12年3月末 | | 13年3月末 | | 13年9月末 | | 第二地銀平均 (13年9月期) | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------------------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 預金残高 | 5,360 | 100.0 | 5,038 | 100.0 | 4,792 | 100.0 | 5,096 | 100.0 | 10,146 | 100.0 |
| 内個人預金 | 3,588 | 66.9 | 3,639 | 72.2 | 3,630 | 75.7 | 3,818 | 74.9 | 7,271 | 71.6 |
| 内法人預金 | 1,309 | 24.4 | 1,043 | 20.7 | 827 | 17.2 | 844 | 16.5 | 2,383 | 23.4 |
| 内その他 | 462 | 8.6 | 356 | 7.0 | 334 | 6.9 | 433 | 8.4 | 492 | 4.8 |

※預金残高には譲渡性預金を含んでおりません。

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれます。

<金額別定期預金金利の状況> (平成13年9月末現在)

(単位：%)

| | 当行 | 第二地銀平均 |
|--------|-------|--------|
| 1千万円以上 | 0.446 | 0.211 |
| 3百万円以上 | 0.467 | 0.221 |
| 3百万円未満 | 0.374 | 0.208 |

<地域別預金推移（外貨含まず）>

(単位：億円、%)

| | 平成11年3月末 | | 平成12年3月末 | | 平成13年3月末 | | 平成13年9月末 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 県内 | 3,936 | 73.4 | 3,861 | 76.6 | 3,721 | 77.6 | 3,956 | 77.6 |
| 県外 | 1,424 | 26.5 | 1,177 | 23.3 | 1,071 | 22.3 | 1,140 | 22.3 |
| 内東京 | 213 | 3.9 | 143 | 2.8 | 143 | 2.9 | 140 | 2.7 |
| 合計 | 5,360 | 100.0 | 5,038 | 100.0 | 4,792 | 100.0 | 5,096 | 100.0 |

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりました。破綻公表後については、新たな購入を行っておりません。なお、平成13年9月末においては、346百万円の評価益となっております。

今後につきましては、業務運営上必要不可欠な有価証券以外は、マーケット動向を見つつ、価格変動リスクの観点から早期売却を図ってまいります。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

| | 平成11年3月末 | 平成12年3月末 | 平成13年3月末 | 平成13年9月末 | 平成13年9月末の 評価損益 |
|--------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 投資有価証券 | 64,104 | 67,478 | 50,007 | 51,491 | 346 |
| 国債・地方債 | 44,876 | 57,173 | 44,261 | 45,182 | 681 |
| 社債 | 14,088 | 7,521 | 2,642 | 3,357 | 26 |
| 株式 | 3,933 | 2,681 | 2,072 | 1,899 | △412 |
| その他 | 1,205 | 101 | 1,030 | 1,051 | 51 |
| 貸付有価証券 | — | — | — | — | — |

(2) 商品有価証券

商品有価証券につきましては、個人向けを主な取扱いとしております。

<商品有価証券残高推移>

(単位：百万円)

| | 平成11年3月末 | 平成12年3月末 | 平成13年3月末 | 平成13年9月末 | 平成13年9月末の 評価損益 |
|--------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 商品有価証券 | 229 | 153 | 96 | 89 | 6 |
| 国債 | 229 | 153 | 96 | 89 | 6 |

(3) 投資信託

当行は、顧客ニーズの多様化に対応するため、投資信託の窓販を全店で取扱してまいりました。

今後については、顧客取引維持の観点から取扱いを行ってまいりますが、新規顧客への販売は積極的対応はしない方針といたします。

<投資信託残高・取扱銘柄推移>

(単位：百万円・数)

| | 平成11年3月末 | 平成12年3月末 | 平成13年3月末 | 平成13年9月末 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 残高 | 66 | 486 | 1,803 | 1,804 |
| 取扱銘柄数 | 7 | 9 | 10 | 10 |

4. 外為業務

当行は、県内地場産業を中心に外為推進を行ってまいりました。また、一般為替は、マーケットでの信用力の低下から外貨が調達できないためインパクトローンの取扱いができず減少を余儀なくされました。

今後につきましては、必要最小限の取引は維持しつつ、最終的には撤退の方針といたします。

<外為取扱高・取引先推移>

(単位：千米ドル・先)

| | 平成11年3月末 | 平成12年3月末 | 平成13年3月末 | 平成13年9月末 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 一般為替取扱高 | 483,670 | 387,745 | 285,336 | 77,690 |
| 貿易為替取扱高 | 18,902 | 17,288 | 21,004 | 7,035 |
| 外貨両替 | 2,926 | 2,674 | 1,936 | 696 |
| 貿易外為取引先 | 42 | 46 | 35 | 28 |

※一般為替とは、総為替から、外貨預金・外貨貸出利息を控除したものです。

5. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次処分する方針としてまいります。

<固定資産の状況>(13年9月末)

(単位：百万円)

| | 土 地 | | | | 建 物 | | |
|--------|-----|-------------|-------|--------|-----|-------------|--------------|
| | 件数 | 簿 價 取得価格 | 評価額 | 含み損益 | 件数 | 簿 價 取得価格 | 簿 價 減価償却後 |
| 営業用不動産 | 72 | 8,758 | 6,452 | ▲2,305 | 83 | 9,964 | 4,027 |
| 所有不動産 | 13 | 1,200 | 924 | ▲275 | 9 | 465 | 157 |
| 合 計 | 85 | 9,958 | 7,377 | ▲2,581 | 92 | 10,430 | 4,185 |

6. 不良債権の状況

当行の不良債権は、景気の低迷に加え今後当行の経営破綻に伴う債務者の状況悪化等により増加することも懸念されますが、今後とも不良債権の管理・回収体制を強化して不良債権の増加を抑制するよう努めてまいります。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

| 区分 | 12年3月期 | | 13年3月期 | | 第二地銀平均 (13年3月期) | | 13年9月期 | |
|----------------|-------------------|---------------|--------------------|---------------|--------------------|---------------|-------------------|---------------|
| | 貸出金 残高 | 貸出金 に占める割合 | 貸出金 残高 | 貸出金 に占める割合 | 貸出金 残高 | 貸出金 に占める割合 | 貸出金 残高 | 貸出金 に占める割合 |
| 破綻先債権額 | 4,189 (5.07) | 0.92 | 4,048 (3.02) | 0.92 | 8,383 (12.55) | 1.03 | 4,577 (3.32) | 1.09 |
| 延滞債権額 | 51,301 (62.19) | 11.33 | 121,974 (91.19) | 27.90 | 38,335 (57.43) | 4.72 | 99,588 (72.35) | 23.93 |
| 3カ月以上延滞 債権額 | 16,872 (20.45) | 3.72 | 487 (0.36) | 0.11 | 713 (1.06) | 0.08 | 512 (0.37) | 0.12 |
| 貸出条件緩和 債権額 | 10,125 (12.27) | 2.23 | 7,248 (5.41) | 1.65 | 19,316 (28.93) | 2.38 | 32,957 (23.94) | 7.91 |
| 合計 | 82,487 (100) | 18.22 | 133,757 (100) | 30.60 | 66,750 (100) | 8.23 | 137,634 (100) | 33.07 |

※()書は、リスク管理債権合計額に対する比率

<金融再生法に基づく開示債権の状況>

(単位:百万円、%)

| 区分 | 平成13年3月期 | | 第二地銀平均 (平成13年3月期) | | 平成13年9月期 | |
|---------|----------|--------------|----------------------|--------------|----------|--------------|
| | 金額 | 債権の 占める割合 | 金額 | 債権の 占める割合 | 金額 | 債権の 占める割合 |
| 破産更生債権等 | 53,999 | 11.43 | 20,676 | 2.47 | 48,688 | 10.84 |
| 危険債権 | 74,547 | 15.78 | 30,481 | 3.64 | 57,697 | 12.85 |
| 要管理債権 | 7,735 | 1.63 | 17,634 | 2.11 | 33,469 | 7.45 |
| 正常債権 | 336,063 | 71.14 | 766,514 | 91.76 | 309,047 | 68.84 |
| 合計 | 472,344 | 100.00 | 835,314 | 100.00 | 448,901 | 100.00 |

7. 関係会社の状況

当行の関係会社は、子会社2社、関連会社3社で構成されています。これら関連会社のうち、石川カード㈱及び㈱石川ジェーシーピーカードについては、当行の度重なる増資により多額の株式を保有することになりました。今回、当行の債務超過による破綻の申し出によって、当行株式の評価はゼロとなつたため、両社の財務内容は実質的に債務超過の状況にあります。このため、平成13年9月期中間決算では、連結自己資本比率は、△6.37%となっております（当行の単体自己資本比率は、△6.27%）。また、北国実業（株）については、当行は当社の株式を保有しておらず非連結の関連会社となっております。

| 会 社 名 | 主な業務内容 |
|-------------------|--|
| アイピー・ビジネスサービス株式会社 | ①当行の現金等の精査・整理業務及び運搬・集金業務 ②ATMの保守・管理業務 |
| 石川管財株式会社 | 当行の貸出金等に係る競落不動産の保有並びに売却に関する業務 |
| 石川カード株式会社 | クレジットカード業務 |
| 株式会社石川ジェーシーピーカード | クレジットカード業務 |
| 北国実業株式会社 | 不動産賃貸業務 |

III. 営業譲渡等の見込みについて

管理を命ずる処分の日以降、民間受皿金融機関を早期に確保するため、北陸三県の地域金融機関を中心とした受皿候補先との交渉を進めて参りましたが、営業譲渡契約を締結するまでには至らなかったことから、預金等の全額保護を図るために、平成14年3月28日、株式会社日本承継銀行との間で営業譲渡契約を締結のうえ、預金保険法に基づく一連の資金援助手続を行いました。

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

今後、株式会社日本承継銀行を一時的な受皿とした円滑な営業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当行の企業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、お客様の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な営業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 再承継（民間受皿）金融機関の早期確保

株式会社日本承継銀行に営業譲渡される迄の間、引き続き金融整理管財人の管理の下で業務は継続されることから、株式会社日本承継銀行とも協力のうえ、早期に再承継（民間受皿）金融機関を確保できるよう一層の努力をして参ります。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に株式会社日本承継銀行への営業譲渡を行うよう最大限努力致します。

3. 営業譲渡等の見込み

株式会社日本承継銀行とも協力しながら、早期に営業譲渡できるよう努めて参ります。

また、最終的な営業譲渡先となる民間受皿金融機関については、当行としての事

業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小企業等を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、引き続き北陸三県の地域金融機関を中心に交渉を進め、早期に民間受皿金融機関を確保できるよう努めて参ります。

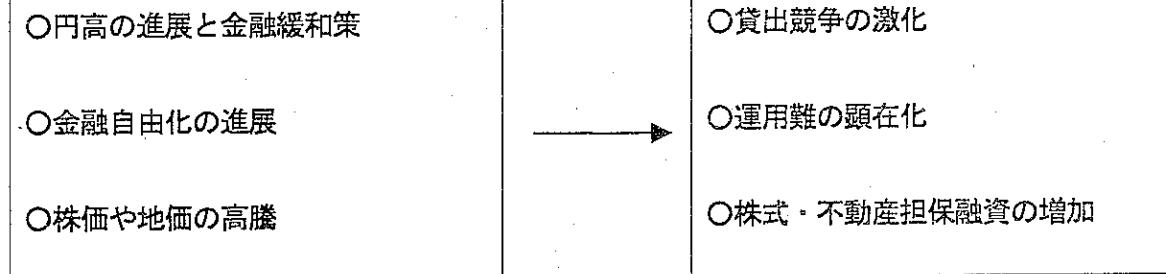
以上

「管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について」骨子

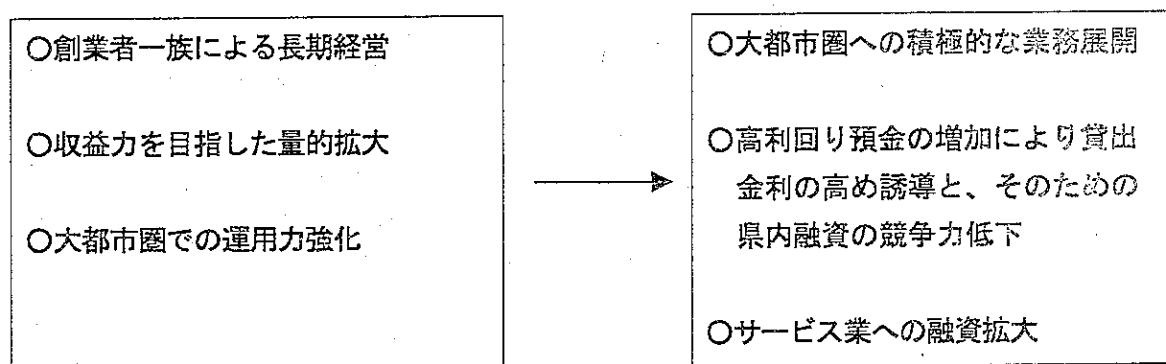
1. はじめに

2. 経営悪化の原因

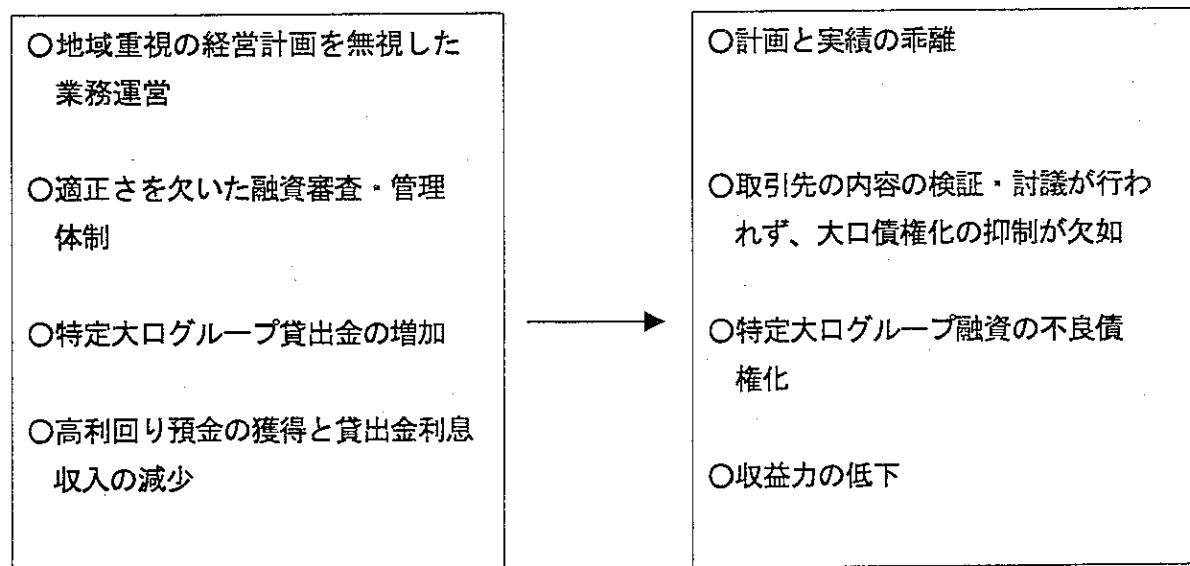
(1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境



(2) バブル崩壊前の当行の経営



(3) バブル崩壊後の当行の経営



3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

- 平成12年 3月…第三者割当増資150億円を行い、平成12年3月期の自己資本比率6.01%（単体）となる。
- 平成13年 3月…151億円の第三者割当増資を行い、自己資本比率は平成13年3月期4.08%（単体）となる。
- 平成13年 4月…70億円の第三者割当増資を行い、平成13年4月末の暫定値で5.67%（単体）となる。
- 平成13年12月…金融庁による検査継続中の検査の過程における当行の認識に基づく自己査定により平成13年9月中間期の純損失は、447億円（単体）を計上。単体での債務超過額は、224億円となり、自己資本比率は△6.27%（単体）。

(2) 自己資本回復の断念

- 平成13年12月28日…平成13年9月期中間決算において債務超過となり、預金保険法第74条第5項に基づく申出

「業務及び財産の状況について」骨子

1. 与信業務

- 大都市圏での大口グループ先やサービス業に偏重した融資
- 大口貸出先の大部分が業績不振となり不良債権化
- 今後は預金保険法の趣旨を尊重し、優良な顧客基盤と貸出し資産の維持に努めるとともに、事後管理を強化し貸出資産の劣化防止、不良債権の回収強化に注力していく。

<貸出残高推移（外貨含まず）>

(単位：億円、%)

| | 11年3月末 | | 12年3月末 | | 13年3月末 | | 13年9月末 | | 第二地銀平均 (13年9月期) | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------------------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 貸出金残高 | 4,698 | 100.0 | 4,497 | 100.0 | 4,360 | 100.0 | 4,151 | 100.0 | 7,974 | 100.0 |
| 内中小企業 | 3,173 | 67.5 | 3,067 | 68.2 | 3,240 | 74.3 | 3,121 | 75.1 | 4,837 | 60.6 |
| 内個人 | 722 | 15.3 | 685 | 15.2 | 670 | 15.3 | 660 | 15.8 | 2,282 | 28.6 |
| 内その他 | 803 | 17.0 | 745 | 16.5 | 450 | 10.2 | 370 | 8.9 | 854 | 10.7 |

※中小企業とは、資本金3億円以下、常用する従業員が300人以下（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）の法人及び個人事業所

※「その他」には、地方公共団体を含む。

※融資常務会付議案件15億円以上の融資先は52先、合計貸出残高1,585億円（平成13年3月末現在、支払承諾見返含む）

※平成13年3月末の外貨貸出の残高は9億円。

<業種別貸出残高推移（外貨含まず）>

(単位：億円、%)

| | 平成11年3月末 | | 平成12年3月末 | | 平成13年3月末 | | 平成13年9月末 | | |
|------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-----------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | 第二地銀平均構成比 |
| 不動産 | 526 | 11.1 | 526 | 11.6 | 474 | 10.8 | 484 | 11.6 | 10.8 |
| 建設 | 164 | 3.4 | 156 | 3.4 | 168 | 3.8 | 167 | 4.0 | 9.2 |
| 金融 | 75 | 1.5 | 80 | 1.7 | 136 | 3.1 | 156 | 3.7 | 4.4 |
| サービス | 2,055 | 43.7 | 1,971 | 43.8 | 1,858 | 42.6 | 1,706 | 41.1 | 15.1 |
| その他 | 1,878 | 39.9 | 1,764 | 39.2 | 1,723 | 39.5 | 1,637 | 39.4 | 60.5 |
| 合計 | 4,698 | 100.0 | 4,497 | 100.0 | 4,360 | 100.0 | 4,151 | 100.0 | 100.0 |

<地域別貸出金推移（外貨含まず）>

(単位:億円、%)

| | 平成11年3月末 | 平成12年3月末 | | 平成13年3月末 | | 平成13年9月末 | | |
|-----|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-------|
| | | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | |
| 県 内 | 2,218 | 47.2 | 2,198 | 48.8 | 2,166 | 49.6 | 2,190 | 52.7 |
| 県 外 | 2,480 | 52.7 | 2,299 | 51.1 | 2,194 | 50.3 | 1,961 | 47.2 |
| 内東京 | 1,226 | 26.0 | 1,103 | 24.5 | 979 | 22.4 | 809 | 19.4 |
| 合 計 | 4,698 | 100.0 | 4,497 | 100.0 | 4,360 | 100.0 | 4,151 | 100.0 |

2. 預金業務

- 慢性的な資金不足による高利回り預金の獲得
- 県内の個人を中心とした資金調達
- 今後は、顧客基盤・預金残高の維持、併せて調達金利の適正化を図る。

<預金残高推移（外貨含まず）>

(単位: 億円、%)

| | 11年3月末 | | 12年3月末 | | 13年3月末 | | 13年9月末 | | 第二地銀平均 (13年9月期) | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------------------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 預金残高 | 5,360 | 100.0 | 5,038 | 100.0 | 4,792 | 100.0 | 5,096 | 100.0 | 10,146 | 100.0 |
| 内個人預金 | 3,588 | 66.9 | 3,639 | 72.2 | 3,630 | 75.7 | 3,818 | 74.9 | 7,271 | 71.6 |
| 内法人預金 | 1,309 | 24.4 | 1,043 | 20.7 | 827 | 17.2 | 844 | 16.5 | 2,383 | 23.4 |
| 内その他 | 462 | 8.6 | 356 | 7.0 | 334 | 6.9 | 433 | 8.4 | 492 | 4.8 |

※預金残高には譲渡性預金を含まず。

※「その他」には公金預金、金融機関預金を含む。

<地域別預金推移（外貨含まず）>

(単位: 億円、%)

| | 平成11年3月末 | | 平成12年3月末 | | 平成13年3月末 | | 平成13年9月末 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 県 内 | 3,936 | 73.4 | 3,861 | 76.6 | 3,721 | 77.6 | 3,956 | 77.6 |
| 県 外 | 1,424 | 26.5 | 1,177 | 23.3 | 1,071 | 22.3 | 1,140 | 22.3 |
| 内東京 | 213 | 3.9 | 143 | 2.8 | 143 | 2.9 | 140 | 2.7 |
| 合 計 | 5,360 | 100.0 | 5,038 | 100.0 | 4,792 | 100.0 | 5,096 | 100.0 |

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

○債券主体の運用。

○今後は、業務運営上必要不可欠な有価証券以外は、マーケット動向を見つつ、早期売却を行っていく。

○評価益 346 百万円

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

| | 平成11年3月末 | 平成12年3月末 | 平成13年3月末 | 平成13年9月末 | 平成13年9月末 評価損益 |
|--------|----------|----------|----------|----------|------------------|
| 投資有価証券 | 64,104 | 67,478 | 50,007 | 51,491 | 346 |
| 国債・地方債 | 44,876 | 57,173 | 44,261 | 45,182 | 681 |
| 社債 | 14,088 | 7,521 | 2,642 | 3,357 | 26 |
| 株式 | 3,933 | 2,681 | 2,072 | 1,899 | △412 |
| その他 | 1,205 | 101 | 1,030 | 1,051 | 51 |
| 貸付有価証券 | — | — | — | — | — |

(2) 商品有価証券

商品有価証券については、顧客向けを主な取扱いとしていく。

(3) 投資信託

○顧客ニーズへの対応として積極的に推進。

○今後は、顧客取引維持の観点から取扱いを行うが、新規顧客への販売は積極的に対応しない方針。

4. 外為業務

○県内地場産業を中心に外為推進

○マーケットでの信用力の低下から外貨が調達できずインパクトローンが減少。

○今後は、必要最小限の取引は維持しつつ、最終的には撤退の方針としていく。

5. 固定資産の状況

○今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次処分する方針としていく。

<固定資産の状況（平成13年9月末）>

(単位：百万円)

| | 土 地 | | | | 建 物 | | |
|--------|-----|-------------|-------|--------|-----|-------------|--------------|
| | 件数 | 簿 價 取得価格 | 評価額 | 含み損益 | 件 数 | 簿 價 取得価格 | 簿 價 減価償却後 |
| 営業用不動産 | 72 | 8,758 | 6,452 | ▲2,305 | 83 | 9,964 | 4,027 |
| 所有不動産 | 13 | 1,200 | 924 | ▲275 | 9 | 465 | 157 |
| 合 計 | 85 | 9,958 | 7,377 | ▲2,581 | 92 | 10,430 | 4,185 |

6. 不良債権の状況

○平成13年9月末現在、リスク管理債権残高1,376億円（破綻先債権45億円、延滞債権995億円、3ヶ月以上延滞債権5億円、貸出条件緩和債権329億円）

○今後とも不良債権の管理・回収体制を強化して不良債権の増加を抑制するよう努めていく。

7. 関係会社の状況

○子会社2社、関連会社3社で構成。

○関連会社3社のうち、石川カード㈱及び㈱石川ジエーシーピーカードは、当行の株式保有により実質債務超過。

「営業譲渡等の見込みについて」骨子

1. 基本方針

- (1) 早期譲渡
- (2) 優良な顧客基盤・資産の維持
- (3) 経費の削減
- (4) 再承継（民間受皿）金融機関の早期確保

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、早期に株式会社日本承継銀行への営業譲渡を図る。

3. 営業譲渡の見込み

- (1) 早期に株式会社日本承継銀行へ営業譲渡できるよう努力する。
- (2) 再承継（民間受皿）金融機関については、引き続き交渉を進め、早期に確保できるよう努力する。